

海洋安全保障情報月報

2006年10月号



目次

2006年10月の主要事象

1. 情報要約

1.1 治安

解説：2006年第3四半期までの海賊行為と武装強盗事案

1.2 軍事

1.3 外交・国際関係

1.4 資源・環境等

2. 情報分析

北朝鮮の核実験 —その狙いと今後の動向、及び安保理制裁決議に対する日韓の対応—

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

発行者：秋山昌廣

執筆者：秋元一峰、犬塚勤、今泉武久、上野英詞、岡本直子、小谷哲男

本書の無断掲載、複写、複製を禁じます。

2006年10月の主要事象

治安：フィリピンのノルベルト・ゴンザレス国家安全保障顧問は16日、フィリピン政府はミンダナオ島とインドネシアとの間の海域の広大なシーレーンを警備するには力不足であると認めた。この海域は、密輸業者、海賊、テロリストが利用する海域である。英国は、米国の24時間前通報制度と同様の新たな積荷安全保障制度を2007年4月までに導入することを計画している。中国はシンガポールで27日、アジア海賊対策地域協定(ReCAAP)に調印した。ReCAAPは9月4日に発効しており、シンガポールが批准書の寄託国になっている。これで、ReCAAP交渉に参加した16カ国中、調印していない国はインドネシアとマレーシアのみとなった。

軍事：米海軍の空母、USS George H. Bush (CVN77)は7日、進水した。現ブッシュ大統領の父、第41代大統領の名を冠した空母は、ミニッツ級の10番艦で、同級最後の空母となる。就役は2008年初めから半ばが予定されており、就役期間は約50年間と見込まれている。インド海軍は、東部艦隊司令部があるビシャーカパトナム南方50キロの地点に新たな基地の建設を計画している。この基地は、東岸では2つ目の海軍基地となり、インドの東南アジアとの貿易ルートを守ると共に、ベンガル湾における中国海軍の動向を見張る上で重要となる。米海軍は、18隻の誘導ミサイル巡洋艦と駆逐艦を弾道ミサイルの脅威に対処できるよう改装中である。2006年末までに10隻のAegis駆逐艦が長距離ミサイル追跡能力装備のために改装されているが、これらの艦が進水するミサイルを迎撃するには更なる改装が必要である。誘導ミサイル巡洋艦を含む、別の6隻がミサイル追跡能力と迎撃能力を装備するために改装されている。これら16隻は太平洋艦隊に所属するが、更に2隻が2009年までに改装され、大西洋艦隊のノフォーク基地に配備されることになっている。

外交・国際関係：安倍首相は8～9日、中国、韓国を歴訪した。中国では、温家宝総理、胡錦濤国家主席、呉邦国全人代委員長と会談した。会談後、両国関係の重要性を協力関係の促進を謳った共同プレス発表が出された。

北朝鮮が9日に地下核実験を実施したことについては、北朝鮮の発表文、関係各国の政府の反応を取り纏めて掲載した。国連安保理事会は14日、国連憲章第7章に基づいて行動し、第41条に基づいて非軍事的措置を取ることを明記した安保理決議1718を全会一致で採択した。(北朝鮮の核実験と国連制裁決議を履行するに当たっての日本と韓国が直面する船舶検査などの海上行動に関わる問題については、2. 情報分析参照。)

資源・環境等：ニカラグア政府は3日、総額200億米ドルの経費で運河を建設する計画を発表した。建設期間は10年以上が見込まれている。完成すれば、25万トン級のタンカーとコンテナ船の通航が可能となる。インド全国船主協会によれば、インド海運会社所有の船舶の半数以上が単船殻で、今後5年以内にスクラップしなければならないことから、商船隊を更新するために海運業界は2009年までに約40億米ドルの投資が必要という。パナマ運河拡幅計画に対するパナマ国民投票が22日に実施され、予備的発表によれば79%を超える国民が承認した。拡幅計画は、総額52億5,000万米ドルで、現在の通航可能限界である全幅108フィートを超える船舶の通航ができるように、2015年までに運河の太平洋側と大西洋側の両端に3つ目の閘門を建設することになっている。



1. 情報要約

1.1 治安

10月2日「マラッカ海峡安全基金の創設提案、インドネシア専門家」(The Star Online, October 2, 2006)

インドネシア海洋会議 (Indonesian Maritime Council) の Hasjim Djalal 教授は、マレーシア、シンガポール、インドネシアの沿岸3国が、利用国の協力を得て、マラッカ海峡の航行の安全と安全保障を促進する特別基金を創設し、管理すべきであると提案した。この提案は9月の国際海事機関 (IMO) のクアラルンプール会議 (本月報9月号解説参照) で明らかにされたもので、同教授は、基金は汚染対策を目的とした既存の回転基金 (Revolving Fund) の運用と同じようにすべきだが、総額は相当大きくなり、設立のための基本規定は沿岸3国によって起案されるべきだ、としている。また同教授は、1981年に沿岸3国と日本のマラッカ海峡協議会 (the Malacca Straits Council of Japan) との間で締結された実施覚書 (MOU) が Revolving Fund のためのものであるため、その改訂が必要になる、と語った。

10月3日「マレーシア船主協会、マラッカ海峡利用国の費用負担の制度化を要請」(Lloyd's List, October 3, 2006)

マレーシア船主協会 (the Malaysian Shipowners Association: MASA) は、マラッカ海峡の航行の安全と安全保障のための基金を、9月の国際海事機関 (IMO) クアラルンプール会議で合意した、自発的な費用負担のメカニズム構築 (本月報9月号解説参照) に対して、義務的システム (a mandatory system) とすることを求めている。MASA の Nordin Mat Yusoff 会長は、「自発的と言うとき、そうするための制度的方法がなければ、どうして他の人々からの貢献を期待できようか。それが人間の性である」と語った。

10月10日「インド・英国、対テロ戦略的パートナーシップに合意」(Monsters and Critics, October 10, 2006)

英国訪問中のインドのシン首相は10日、英国のブレア首相との間で、グローバルなテロとの戦いのための戦略的パートナーシップに基づく協力を合意した。シン首相は会談後の記者会見で、両国が共通のテロの脅威に直面していることを指摘し、両国間の戦略的パートナーシップの強化を評価した。両首相はまた北朝鮮の核実験を非難し、シン首相は北朝鮮の国際的コミットメント違反に深い憂慮を表明した。ブレア首相は、インドや英国などの核保有国と北朝鮮との「間違った比較」を強く拒否し、インドと英国は法の支配と国際法を遵守する民主国家であると、その相違を強調した。

10月14日「フィリピン沿岸警備隊、米国から各種装備を入手」(The Philippine Star, October 14, 2006)

フィリピン沿岸警備隊は、米国政府から、テロリストに対する海洋法令執行活動を強化するための新しい各種装備を入手した。沿岸警備隊はまた、米国から対テロ訓練コースも受講している。

10月16日「フィリピン国家安全保障顧問、ミンダナオ島とインドネシア間のシーレーン警備不能と認める」(The Philippine Star, October 16, 2006)

フィリピンのノルベルト・ゴンザレス国家安全保障顧問は、フィリピン政府はミンダナオ島とインドネシアとの間の海域の広大なシーレーンを警備するには力不足である、と認めた。この海域は、密輸業者、海賊、東南アジアのテロ組織であるジェマ・イスラミア (JI) の要員が利用する、いわゆる南部のバックゲートの一部となっている海域である。同顧問は、インドネシアの東部諸島からミンダナオ島の長い海岸線の間海域を年間、2万6,000隻以上の船舶が往来しており、政府の能力から考えて、これら全てをモニターすることは不可能である、と語っている。

インドネシアとの間で合同哨戒活動を実施するための協力関係を拡充しているが、フィリピン海軍と沿岸警備隊は、領海の安全を確保するための十分な哨戒艇を保有していない。ゴンザレス顧問によれば、JIの主要な活動領域は依然インドネシアであるが、ミンダナオ島を訓練基地や要員徴募の基地として利用している。

10月16日「英国、入港船舶の積荷情報事前通報制度の導入を計画」(The Business Times, October 16, 2006)

英国は、米国の24時間前通報制度と同様の新たな積荷安全保障制度の導入を計画している。このため、積荷の自由な移動が遅れ、グローバルな供給チェーンを混乱させるとして、船主の間に懸念が高まっている。欧州船主会議 (the European Shippers' Council: ESC) によれば、英国内務省対テロ・情報局は、積荷が英国に到着する前に、積荷の委託先と輸送データを当局に提出することを求める制度を導入するために、英国税関・国税庁と協力してきた。こうした事前通報要請は、荷主、荷受人、輸送業者、補給業務担当者に適用される。こうした制度は、2007年4月までに履行が計画されており、テロの予防や犯罪防止のために物資と人の移動データをより多く提供することを狙いとしている。こうした制度は、米国税関が外国の港から米国向けの積荷に対して、24時間前に積荷データを提供するように、全てのコンテナ輸送業者に要請していることをモデルとしているようである。カナダも2004年4月に同様の制度を導入した。

10月23日「インド沿岸警備隊、5カ所の基地を新設」(Daily Times, October 24, 2006)

インド沿岸警備隊は、2007年までに沿岸の安全保障を強化するために5カ所の基地を新設し、21隻の艦船を装備することを計画している。コントラクター沿岸警備隊司令官が23日、指揮官会議で明らかにしたところによれば、沿岸警備隊は、内務省を支援してテロリスト・グループによる武器や爆発物の密輸を阻止するために、アラビア海側のグラジャート州に3個の主要海洋警備部隊を新設する。

10月24日「第7回北太平洋海上保安サミット、中国海南島で開催」(海上保安庁 HP、2006年10月27日)

日本、韓国、中国、米国、カナダ、ロシアによる第7回北太平洋海上保安サミットは24日から27日まで、中国海南島三亜で開催された。会議では、北太平洋海上保安フォーラムが北太平洋地域の海上における治安・秩序の安定に果たしている積極的な役割を評価し、連携・協力関係の促進のため新たな6カ国の共同宣言となる「三亜宣言」が採択された。次回の開催国はロシアに決定した。

10月27日「中国、アジア海賊対策地域協定に調印」(People's Daily Online, October 28, 2006)

中国はシンガポールで27日、アジア海賊対策地域協定(ReCAAP)に調印した。ReCAAPは9月4日に発効しており、シンガポールが批准書の寄託国になっている。これで、ReCAAP交渉に参加した16カ国中、調印していない国はインドネシアとマレーシアのみとなった。(ReCAAPについては、本月報9月号、情報分析参照)

解 説

2006年第3四半期までの海賊行為と武装強盗事案

国際海事局 (IMB) はクアラルンプールにある海賊通報センター (Piracy Reporting Centre) を通じて、2006年10月30日、2006年第3四半期まで (1月1日～9月30日) の世界で起きた船舶への海賊行為と武装強盗事案に関する報告書を公表した。IMBの定義によれば、海賊 (Piracy) と武装強盗 (Armed Robbery) とは、「強盗あるいはその他の犯罪に及ぶ明らかな意図を持って、そしてこれらの行為をするに当たって武器を使用する明らかな意図あるいは能力を持って、船舶に乗り込む、あるいは乗り込もうとする行為」をいう。以下は、報告書の主な内容である。

1. 発生 (未遂を含む) 件数と発生海域から見た特徴

2006年第3四半期までに通報された全発生件数は174件であった。その内訳は、既遂が124件で、その内、ハイジャックが11件で、乗り込み事案が113件であった。未遂事案は50件で、その内、発砲が6件、乗り込み未遂事案が44件であった。この件数は、2005年同期の205件からは減少しており、過去10年間で最も多かった2003年同期の344件や2004年同期の251件に比べれば、大幅な減少となっている。

発生海域から見れば、第3四半期までの174件中、116件が7カ所の海域で発生している。即ち、多い順に見れば、インドネシア群島水域が圧倒的に多く40件で、次いでバングラデシュ沖が33件、アデン湾・紅海9件、ナイジェリア沖9件、マレーシア東岸9件、マラッカ海峡8件、ソマリア沖8件となっている。

これによれば、アジアでは、インドネシア群島水域での発生件数が最も多く、報告書の統計によれば、この傾向は過去10年間変わっておらず、発生件数から見る限り、2005年同期の61件からは減少しているが、世界で最も危険な海域となっている。マラッカ海峡での発生件数は8件であった。2004年同期は25件で、2005年同期は10件であり、減少傾向にある。ロイズ保険協会は2006年8月にマラッカ海峡を危険海域指定から解除したが、スマトラ島北東部の港湾を指定解除から除外している。マレーシア東岸ではチオーマン島周辺やサバ州沖で9件発生しており、2005年同期の3件に比して3倍増で、2004年同期の8件よりも多い。シンガポール海峡では3件で、2004年同期が8件、2005年同期が7件であった。フィリピン沖では、2005年同期がゼロであったが、2006年には9月末までに3件発生した。更に、タイ沖 (タイ湾) で1件、南シナ海で1件、ベトナム沖で3件発生している。

ベンガル湾のバングラデシュ沖での発生件数は33件で、バングラデシュ海軍と沿岸警備隊がベンガル湾での合同哨戒を始めたが、依然として多い傾向が続いており、危険海域に指定されている。ここでの2000年から2005年までの同期の発生件数は32件、19件、26件、37件、15件、14件となっている。隣接するインド東岸でも、4件発生している。ソマリア沖での発生件数は8件で、2005年同期の19件に比して半減した。アデン湾・紅海での発生件数は9件で、2004年同期の5件、2005年同期の8件に比して、増えている。これらの発生件数は、「アフリカの角」地域の周辺海域が依然として危険な海域になっていることを示している。報告書によれば、ソマリアの海賊は沿岸からかなり離れた海域で攻撃しており、攻撃発進のための「母船」を使用していると見られる。そのため、ソマリアの港湾に入港しない船舶は沿岸から75カイリ以上離れて航行するよう勧告されている。

2. 態様から見た特徴

報告書によれば、2006年第3四半期までの既遂124件の内、停泊中（berthed）が10件、投錨中（anchored）が75件で、航行中（steaming）が38件で、情報なし（not stated）が1件であった。一方、未遂50件の内、投錨中が20件、航行中が30件であった。

第3四半期までに停泊中と投錨中に3回以上の襲撃件数が報告された港湾は世界で6カ所、その内アジアでは、バングラデシュのチッタゴンが33件で、2005年同期の12件に比して3倍近く増えており、依然世界で最も危険な港となっている。もう1カ所はインドネシアのジャカルタ・タンジュン・プリオクで9件となっており、2005年同期の11件より減少している。2005年同期に3件以上の襲撃件数が報告された、インドネシアのバリクパパン、ベラワン、プラウ・ラウト、ベトナムのホーチミン、インドのカンドラ、チェンナイはゼロであった。

表1：2000年以降の各第3四半期までの主要海域での海賊事案発生（未遂を含む）件数

海 域	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
インドネシア群島水域	90	71	72	87	70	61	40
マラッカ海峡	32	14	11	24	25	10	8
シンガポール海峡	0	6	4	0	8	7	3
ベトナム沖	5	4	10	10	3	8	3
マレーシア東岸	15	15	9	5	8	3	9
バングラデシュ沖	32	19	26	37	15	14	33
インド東岸	23	22	14	24	10	12	4
アデン湾・紅海	8	10	9	17	5	8	9
ソマリア沖	5	6	5	3	1	19	8

注：報告書5ページの表1から作成

3. 人的被害と使用武器の特徴

一方、表2に示したように、乗員の人的被害についてみれば、2006年第3四半期までに人質となった人数は163人で、2004年同期の186人、2005年同期の259人から大幅に減少している。これに対して誘拐・身代金要求事案は増えており、2005年同期の12人から20人となっている。死亡した乗組員は6人で、2005年同期はゼロだったが、2004年同期の30人に比して大幅減となっている。負傷した乗組員は13人で、2005年同期の19人、2004年同期の51人に比して減少している。

また、海賊が使用する武器については、表3に見るように、銃器とナイフが主たる武器となっている。ソマリア沖では、海賊は銃や擲弾筒などで武装し、沿岸から離れた海域で船舶を攻撃している。

表2：2000年以降の各第3四半期までの主な人的被害の状況

状 況 (人)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
人 質	132	205	176	221	186	259	163
誘 拐	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	12	20
負 傷	16	27	28	61	51	19	13
死 亡	1	9	6	20	30	0	6
行方不明	26	0	23	43	21	12	0

注：報告書9ページの表8から作成

表 3 : 2000 年以降の各第 3 四半期までの発生事案で海賊が使用した武器の内訳

武器のタイプ	2000*	2001*	2002	2003	2004	2005	2006
銃 器	34	50	49	77	69	58	42
ナ イ フ	90	81	99	115	74	64	57
その他の武器	16	23	35	29	11	12	8
不 明	152	97	88	123	97	71	67
発生事案件数	294	253	271	344	251	205	174

注：報告書 9 ページの表 6 から作成

* 2000 年、2001 年には各 2 件の非武装海賊事案があった。

1.2 軍事

10月3日「インドネシア海軍、オランダから2隻のコルベット購入計画」(Antara News, October 3, 2006)

インドネシア海軍のスラメット・ソエビジャント司令官は、2002-2013年度戦略計画に基づいて、2隻のSigma II-IV級コルベットをオランダから購入する計画の継続を確認した。この計画に基づいて、海軍は2期に分けて4隻のSigma級コルベットを購入する。最初の2隻は2007年に到着し、スラバヤの東部艦隊に配備されることになっている。

10月6日「米国、ケニアに哨戒艇6隻供与」(Reuters, October 6, 2006)

米国は6日、ケニアに対して、沿岸を哨戒し、テロとの戦いを支援するために、6隻の哨戒艇を供与した。米国は、アフリカの広大で統治能力欠く地域をテロリストが利用するのを阻止するために、現地国家の部隊を訓練し、装備を供与してきた。安全保障の専門家は、警備の手薄いケニアの国境と沿岸線が米国の利害に脅威となる勢力に利用されたり、これら勢力のケニアから大陸内部へのゲートウェーになったりする可能性を指摘している。

10月7日「米海軍、10隻目のミニッツ級空母進水」(Navy NewsStand, October 7, 2006)

米海軍の空母、USS George H. Bush (CVN77)は7日、進水した。現ブッシュ大統領の父、第41代大統領の名を冠した空母は、ミニッツ級の10番艦で、同級最後の空母となる。就役は2008年初めから半ばが予定されており、就役期間は約50年間と見込まれている。

10月10日「インド、海軍力における対パキスタン優位を確信」(Times of India, October 10, 2006)

インド海軍のプラカッシュ司令官は、Times of India紙との会見で、海軍は通常戦力における対パキスタン優位を確信しているとして、以下の諸点を指摘した。①パキスタン海軍はフランスから2隻のAgosta級潜水艦を導入し、更にもう1隻も導入予定であり、また中国から駆逐艦を、米国とギリシャからフリゲートを取得しているが、インド海軍は、パキスタン海軍に対して戦闘力において4対1か5対1程度の優位を依然維持している。②こうした戦力の取得によってギャップは少し縮まるが、脅威とは見なしていない。パキスタンは空母を保有していないが、インドは旧式化したがい依然強力な2万8,000トンの空母を保有しており、更に2008年末までにはロシアから4万4,500トンのゴルシコフ級空母が配備される。主要水上戦闘艦の比較では、パキスタンの8~10隻に対して、インドは30隻あるいはそれ以上保有している。しかしながら、潜水艦戦力では、パキスタンの10隻に対して、インドは16隻である。③中国海軍は22隻の原潜を含む約65隻の潜水艦を保有し、またアジアで唯一潜水艦発射弾道ミサイル戦力を保有し、更にミサイル搭載原潜を増強している。インド海軍は、信頼できる核戦力の3本柱を持っておらず、戦略的抑止力を確保するために核弾頭搭載ミサイルを発射できる原潜の保有が不可欠となっている。

10月16日「米海兵隊、フィリピン軍との演習開始」(The Associated Press, October 16, 2006)

日本から派遣された約5,700人の米海兵隊及び海軍部隊と1,300人のフィリピン軍部隊は、16日から2週間の日程で、フィリピンの北部と南西部地域で年次演習を開始した。米国は2002年以来、フ

フィリピン南部でイスラム過激派と戦うフィリピン軍を訓練し、装備を供与してきた。同国南部にはジェマ・イスラミアのテロリスト訓練基地が存在すると見られていることから、米国主導のテロとの戦いにおける重要な前線となっている。

10月17日「インド海軍、東岸に新基地建設へ」(Asia Times Online, October 17, 2006)

インド海軍は、東部艦隊司令部があるビシャーカパトナム南方 50 キロの地点に新たな基地の建設を計画している。この基地は、東岸では 2 つ目の海軍基地となり、インドの東南アジアとの貿易ルートを守ると共に、ベンガル湾における中国海軍の動向を見張る上で重要となる。この基地は、空母 2 隻と支援艦艇、潜水艦を収容し、建造中のインド初の国産空母 (30 機の作戦機を搭載) の母港になると見られる。現在のビシャーカパトナムは、海軍基地と商業港の両方で、拡張が不可能なことから、また最近数年間の海運量の増大によって、インド海軍は、専用の基地を求めていた。この基地の地理的位置は理想的で、ベンガル湾とインド洋の中心に位置し、マラッカ海峡へのアクセスも容易である。また、バングラデシュやミャンマー—両国における中国海軍のプレゼンスがインドの脅威となっている—とは、コルカタ港のように近過ぎることはないが、この海域における中国海軍の動向を監視し、モニターするには十分な近さにある。

10月19日「インドネシア海軍、ロシアから潜水艦 6 隻購入へ」(The Associated Press, October 19, 2006)

インドネシア国営アンタラ通信によれば、同国海軍は、旧式艦艇更新計画の一環として、ロシアからディーゼル潜水艦 6 隻を購入する。海軍のスラメット・ソエビジャント司令官は、4 隻が Kilo 級で、2 隻が Amur 950, Lada 級で、フランスとドイツの潜水艦と比較の上、手ごろなコストと技術的信頼性から選定した、と語った。インドネシア国防省はまた、2007 年初めに 12 機のロシア製、Sukhoi 戦闘機、2024 年までに更に 6 隻の潜水艦、そしてロシアとオランダから戦闘艦艇を購入することを計画している。

10月20日「韓国海軍、新型駆逐艦進水」(The Korea Herald, October 20, 2006)

韓国海軍は 20 日、4,500 トン級の新型駆逐艦、Choi Young を進水させた。この駆逐艦は、4,000 トン級 Korean Destroyer Experimental 計画における 6 番艦で、最後の艦であり、国産技術で建造された新型駆逐艦の第 2 段階の艦である。同艦は、ステルス性能と対潜機能が強化されており、2008 年に就役予定である。韓国海軍は、KDX-I 計画で 1990 年代後半に 3,000 トン級駆逐艦 3 隻を就役させている。韓国は、KDX-III 計画で 2012 年までに 7,000 トン級 Aegis 駆逐艦 3 隻を導入する計画である。

10月21日「米海軍、艦艇のミサイル防衛能力強化」(TMC net, October 21, 2006)

米海軍は、18 隻の誘導ミサイル巡洋艦と駆逐艦を弾道ミサイルの脅威に対処できるよう改装中である。2006 年末までに 10 隻の Aegis 駆逐艦が長距離ミサイル追跡能力装備のために改装されているが、これらの艦が進化するミサイルを迎撃するには更なる改装が必要である。誘導ミサイル巡洋艦を含む、別の 6 隻がミサイル追跡能力と迎撃能力を装備するために改装されている。これら 16 隻は太平洋艦隊に所属する。更に 2 隻が 2009 年までに改装されることになっており、これらは大西洋艦隊のノフォーク基地に配備されることになっている。ミサイル防衛庁 Aegis 弾道ミサイル防衛計画局長、ヒッ

クス海軍少将は、「米国は国際的危機が生じた場合に伝統的に空母に依存してきたが、これからは危機が生じた場合、国家指揮当局が Aegis 艦は何処にいると尋ねるようになるのも、そう遠い将来ではなく、数年後になるであろう」と語っている。海軍は現在、最終的に何隻の改装が必要になるかを研究中である。ヒックス局長によれば、改装コストは各艦、約 1,050 万ドルで、期間は約 6 週間、要員訓練に 2 カ月間が必要である。

10月24日「ロシア、新型潜水艦発射弾道ミサイルのテスト発射に失敗」(RIA Novosti, October 25, 2006)

ロシア海軍の 24 日の発表によれば、白海に潜水した戦略原潜、Domitri Donskoy から新型潜水艦発射弾道ミサイル、R-30 Bulava (SS-NX-30) をテスト発射し、発射自体は成功したが、数分後に軌道からそれ、自爆した。9 月 7 日に行われた同様のテスト発射も、2 段目のプログラム・ミスで目標から外れて失敗している。

10月25日「インド・米国・カナダ、合同海軍演習実施」(New Kerala.com, October 25, 2006)

インド、米国、カナダの各国海軍は、インド西岸海域で合同海軍演習、Malabar-9 演習を 11 月 5 日まで 2 週間にわたって実施している。3 国から多数の海軍艦艇と沿岸警備隊艦船、航空機が参加し、最近数年間ではこの海域で最大規模の演習となっている。この演習では、対潜作戦、海上阻止活動、射撃、搜索・拿捕活動などが演練される。

10月25日「米海兵隊、スリランカ軍と合同演習実施へ」(Web India 123, October 25, 2006)

約 1,000 人の米海兵隊が参加して、10 月末にスリランカ軍部隊と同国南部のハンバントータで合同演習を実施する。メディアの報道によれば、この演習は、最新の沿岸戦闘戦略をテストすると共に、この地域における中国の影響力の増大を封じ込めることを狙いとしている。中国は、2 年前の津波で破壊された、ハンバントータの石油施設と港湾施設を再建することを計画している。

1.3 外交・国際関係

10月8～9日「安倍首相、中国・韓国訪問」(外務省 HP)

安倍首相は 8～9 日、中国、韓国を歴訪した。中国では、温家宝総理、胡錦濤国家主席、呉邦国全人代委員長と会談した。会談後、共同プレス発表が出された。それによれば、日中双方は、①日中関係が両国にとり最も重要な二国間関係の 1 つとなった、②共通の戦略的利益に立脚した互惠関係の構築に努力する、③東シナ海を平和・協力・友好の海とするため、双方が対話と協議を堅持し、意見の相違を適切に解決すべきである、④政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進する、等について意見の一致をみた。

北朝鮮問題については、日中双方は、核実験の問題を含む最近の朝鮮半島情勢に深い憂慮を表明すると共に、6 者会合プロセスを推進し、対話と協議を通じて、朝鮮半島の非核化の実現、北東アジア地域の平和と安定の維持のため協力していくことを確認した。

共同プレス発表：http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe/cn_kr_06/china_kpress.html

安倍首相は9日、韓国で盧武鉉大統領との首脳会談を行った。両首脳は会談で、日韓関係が日韓両国のみならず東アジア地域、更には国際社会にとって極めて重要であり、未来志向の友好関係構築に努力することで一致した。日韓の海洋を巡る問題については、放射能調査を共同実施することで妥結したことを歓迎すると共に、排他的経済水域境界画定交渉、海洋調査に関する暫定的枠組みに関する交渉、漁業資源管理についての政府間協議の問題が取り上げられた。北朝鮮の核実験については、両首脳は、①核実験の実施が確認されれば重大な脅威であり、断じて容認できないこと、②国際社会はこのような北朝鮮の行動を容認せず、更なる厳しい措置を持って臨まなければならないこと、③日韓両国が今後直ちに断固たる対応をとっていく必要があること、④国連安保理における厳しい措置を含む決議の速やかな採択に向けて緊密に連携を強化していくことを確認した。

日韓首脳会談：http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe/cn_kr_06/korea_gaiyo.html

安倍首相記者会見：<http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2006/10/09koreapress.html>

10月9日「北朝鮮の核実験と各国の反応」(various sources, October 9, 2006)

北朝鮮の核実験実施発表と関係各国の反応は以下の通り。

朝鮮中央通信の9日の発表要旨：DPRK（北朝鮮）の科学研究部門は、10月9日に安全な環境の下で地下核実験を成功裡に実施した。今回の核実験は科学的な配慮と細心の計算に基づいて実施され、実験による放射能漏れなどがないことが確認されている。核実験は、100%自国の叡智と技術によって行われた。

発表文：<http://www.kcna.co.jp/index-e.htm>

日本政府内閣官房長官声明要旨（9日）：このような北朝鮮の行動は、北朝鮮が大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイル能力の増強をしていることと併せ考えれば、深刻な問題であり、極めて憂慮すべきものである。これは、我が国の安全に対する重大な挑戦であり、断じて容認できない。北朝鮮に対し厳重に抗議し、断固として非難する。

北朝鮮による核実験は、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（NPT）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言や6者会合の共同声明のみならず、国連安保理決議1695及び10月7日の安保理議長声明にも違反するものである。

官房長官声明：http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2006/10/09_p.html

米大統領声明要旨（9日）：北朝鮮の発表は、国際の平和と安全に対する脅威であり、米国は、このような挑発的行為を非難する。北朝鮮の政権はミサイル技術の主たる拡散国家であり、北朝鮮による他国や非国家行為体に対する核兵器や関連技術の移転は米国にとって深刻な脅威となる。我々は、北朝鮮に、こうした行動の結果に対する全面的な責任をとらせる。こうした脅威は、緊張を激化するだけで、北朝鮮国民に輝かしい未来をもたらすものでもなければ、朝鮮半島の非核化を実現する米国と同盟国の決意を鈍らせるものでもない。

米大統領声明：<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/10/20061009.html>

中国外務省声明要旨（9日）：北朝鮮は、国際社会の全面的な反対を無視し、強引に核実験を実施した。中国政府はかかる行為に断固として反対を表明する。朝鮮半島を非核化すると共に、核の拡散に

反対するというのが、中国政府の強固でかつ一貫した立場である。中国は、北朝鮮が非核化の公約を忠実に守り、情勢悪化につながり得るいかなる行動も一切停止し、6者会合に復帰するよう強く要求する。

中国外務省声明：<http://www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx/t275508.htm>

韓国政府声明要旨 (9日)：北朝鮮は、韓国政府と国際社会の度重なる警告にもかかわらず、本日核実験を行ったと発表した。政府は、北朝鮮の核兵器保有を容認しないとの原則の下に、断固たる対応をとる。かかる北朝鮮の行動は、北東アジアと朝鮮半島における平和と安定を脅かす重大な脅威である。我々は、北朝鮮に対して、あらゆる核兵器とその関連計画を直ちに放棄し、NPT体制に復帰し、国際社会の責任ある成員として国際的規範を誠実に遵守するよう要求する。

韓国政府声明：http://www.mofat.go.kr/me/me_a002/me_b004/1211900_971.html

ロシア外務省声明要旨 (9日)：北朝鮮は、朝鮮半島の非核化に関心を持つ国際社会の一致した意向を無視して、核実験を実施した。ロシアは、かかる行動が、その動機が如何なるものであれ、朝鮮半島における諸問題を悪化させるのみであり、この地域の平和、安全、安定に対する脅威をもたらし、核不拡散体制を危うくすると、繰り返し警告してきた。我々は、北朝鮮が直ちにNPT体制に復帰すると共に、6者会合を再開する措置を取るよう要求する。

ロシア外務省声明：

http://www.mid.ru/brp_4.nsf/e78a48070f128a7b43256999005bcbb3/f811618da9a28591c325720200572d80?OpenDocument

インド政府声明要旨 (9日)：我々は、北朝鮮が核実験を行ったとの報道に深く憂慮している。北朝鮮がその国際的誓約に違反し、朝鮮半島とこの地域の平和、安定、安全を危うくする、こうした実験を行ったことは、遺憾である。実験はまた、秘密裏の拡散の危険性をも浮き彫りにした。

インド政府声明：<http://meaindia.nic.in/pbhome.htm>

パキスタン外務省声明要旨 (9日)：パキスタンは、北朝鮮の核実験発表を遺憾に思う。これは、この地域の不安定要因となるであろう。パキスタンは、6者会合を一貫して支持してきた。

また外務省報道官は記者の質問に対して以下のように述べた。①北朝鮮の核実験とパキスタンのそれとは比較できない。2つは全く異なる。パキスタンは、この地域における核実験も、核兵器計画も主導してきたわけではない。我々は、自衛のためにそうすることを強いられたのである。我々は、内政干渉するつもりはないが、北朝鮮の実験が域内に連鎖反応をもたらすことを恐れている。②北朝鮮の核実験とカーン博士とは全く関係がない。しかも北朝鮮の核計画はプルトニウム型で、パキスタンのそれは主としてウラニウム型である。

パキスタン外務省声明・記者会見：

http://www.mofa.gov.pk/Spokesperson/Oct_06/Spokes_09_10_06.htm

イスラエル外務省声明要旨 (9日)：イスラエルは、北朝鮮の核実験を非難する国際社会と共にある。核実験は、北東アジアの地域的安定と世界の安全保障に深刻な脅威をもたらす無責任で、挑発的な行為である。

イスラエル外務省声明：

<http://www.mfa.gov.il/MFA/About+the+Ministry/MFA+Spokesman/2006/Israel+condemns+North+Korea+nuclear+test+9-Oct-2006.htm>

10月14日「国連安保理事会、北朝鮮制裁決議採択」(The United Nations HP, October 14, 2006)

北朝鮮が9日に地下核実験を実施したことに對して、国連安保理事会は14日、国連憲章第7章に基づいて行動し、第41条に基づいて非軍事的措置を取ることを明記した安保理決議1718を全会一致で採択した。

決議1718は全ての加盟国に対して、主として以下の措置を取ることを求めている。①自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わず、戦車・武装戦闘車両、火砲、戦闘機、攻撃用ヘリ、軍艦、ミサイル、WMD関連技術や資材など、さらに贅沢品を、北朝鮮に対して直接・間接に供給、販売、移転することを禁止。②北朝鮮はこれら規定対象となっている全品目の輸出を停止。他方、全ての加盟国は、北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わず、北朝鮮からのこれら品目の調達を禁止。その上で決議1718は、全ての加盟国に対して、「必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査を含む、協力行動をとることを要請」している。

安保理決議1718：

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N06/572/07/PDF/N0657207.pdf?OpenElement>

(北朝鮮の核実験と国連制裁決議を履行するに当たっての日本と韓国が直面する船舶検査などの海上行動に関わる問題については、2. 情報分析参照。)

1.4 資源・環境等

10月3日「ニカラグア、運河計画発表」(The Guardian, October 4, 2006)

ニカラグア政府は3日、総額200億米ドルの経費で運河を建設する計画、the Grand Inter-Oceanic Nicaragua Canalを発表した。建設期間は10年以上が見込まれている。完成すれば、25万トン級のタンカーとコンテナ船の通航が可能となる。パナマ運河の場合、通航可能な船舶は7万9,000トン級までで、現在計画されている拡張工事が行われても12万トン級までが限度である。専門家の間では、最近10年間、世界貿易は大幅に増加してきているが、この地域に2つの運河を必要とする十分な船舶通航量があるかどうか、意見が分かれている。ニカラグアのボラニョス大統領は、2つの運河が共存し得る余地はあるとして、「現在、南北アメリカに入港する船舶の内、100隻に7隻の割合でしかパナマ運河を利用していない。もしニカラグア運河が建設されれば、中米地域にかけてない経済効果をもたらすであろう」と語っている。これに対して、パナマ運河庁(The Panama Canal Authority)は、拡張されるパナマ運河とニカラグア運河の両方を満たすほどの通航量が見込まれない、と見ている。

ニカラグア運河のルートは、一連の巨大な閘門で船を中南米2番目の大きさのニカラグア湖まで揚げ(落差32メートル)、そこからサン・ファン川(大規模な拡張と浚渫が必要)を利用する、約170マイル(270キロ余)の長さである。途中、活火山のモントンボ山を経由しなければならない。運河

の両端に、巨大な港湾施設と観光施設の建設が考えられている。

10月5日「インド、商船隊の更新に約40億米ドルの経費必要」(The Business Times, October 5, 2006)

インド全国船主協会 (the Indian National Shipowners' Association: Insa) によれば、インド海運会社所有の船舶の半数以上を今後5年以内にスクラップしなければならないことから、商船隊を更新するために、海運業界は2009年までに約40億米ドルの投資を必要とするであろう。2006年3月現在の所有船舶は739隻であり、その56%が単船殻であり、国際海事機関 (IMO) の基準に従って2010年までに廃船にしなければならない。インド商船隊の平均船齢は約18年であり、その40%以上が20年を超えている。国際基準に従えば、船齢17年を超える全ての船舶は、運用を継続するためには、オーバーホールする必要がある、それでも船齢25年までしか運用できない。国際的に、船舶の平均運用船齢は22年である。

10月9日「地球温暖化による海面上昇、アジアで数百万人がホームレスに」(Reuters, October 9, 2006)

オーストラリアの研究機関、the Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation (SIRO) の気象変動に関する研究報告によれば、地球温暖化による海面の上昇で、バングラデシュ、インド、ベトナム、中国及び太平洋島嶼諸国では、2070年までに数百万人がホームレスになる可能性がある。それによれば、アジア太平洋地域では、海面が2030年までに16センチ、2070年までに50センチ上昇すると見られ、この地域の海岸線は気候変動による海面上昇に非常に脆弱であるという。

10月22日「パナマ運河拡幅計画、国民投票で承認」(The Associated Press, October 23, 2006)

パナマ運河拡幅計画に対するパナマ国民投票が22日に実施され、予備的発表によれば79%を超える国民が承認した。拡幅計画は、総額52億5,000万米ドルで、現在の通航可能限界である全幅108フィートを超える船舶の通航ができるように、2015年までに運河の太平洋側と大西洋側の両端に3つ目の閘門を建設することになっている。運河を運営するパナマ運河庁 (The Panama Canal Authority) によれば、2006年の運河収入は約14億米ドルで、拡幅によって運河の通航能力が倍増することから、拡幅費用は、2025年までに年間60億米ドルを超えると見られる運河収入によって賄われることになる。

10月27日「インド、パキスタンとの船舶運航再開」(The News International, October 27, 2006)

インド政府は27日、パキスタンとの船舶の運航を再開するために議定書を改定した。これによって、インド・パキスタン両国間で、第3国の船舶による両国間の貨物輸送と両国の船籍船による第3国の貨物輸送が可能になる。これによって、物流の増大と運賃競争が予想されている。インド政府はまた、ムンバイ、チェンナイ、トゥティコリン、カンドラの各港に設置する、7セットのコンテナ・スキャニングシステムの購入を閣議承認した。

2. 情報分析

北朝鮮の核実験

—その狙いと今後の動向、及び安保理制裁決議に対する日韓の対応—

北朝鮮は、10月3日に近く核実験を行うとの声明を出し、9日に地下核実験を行い成功した、と発表した。実験の規模及び場所、実験時の写真などは公表していない。米国は16日、大気中で検出した放射性物質から、北朝鮮が咸鏡北道吉州郡豊溪里近辺で地下核実験を行ったことを公式に確認した。日本政府も27日、「核実験を行った蓋然性は極めて高いものと判断する」と発表した。爆発規模は、TNT火薬換算で1キロトン以下と見られている。これは、初めての核実験であることや北朝鮮の核技術レベルの予測から、実際には10キロトン程度のプルトニウム原爆の実験を行ったが、爆縮による核分裂が不完全で部分的な核反応（未熟核爆発）に止まったから、とされている。いずれにしても、北朝鮮の核兵器保有は、北東アジアの安定や日本の安全に対する直接かつ現実的な脅威となるばかりでなく、核技術や関連物質あるいは核兵器そのものが過激テロ組織や国家にわたる核拡散の危険や、近隣諸国の核開発を誘発する核のドミノ現象などが懸念されている。

以下は、北朝鮮の核実験の狙いと各国の反応、安保理制裁決議に対する日韓の対応、特に日本と韓国が制裁決議の履行に当たって直面する船舶検査などの海上行動に関わる問題点について取り纏めたものである。

1. 北朝鮮の狙いと今後の動向

(1) 核実験の狙い

核実験の狙いとしては、以下の2つが指摘できよう。1つは、米国に対する核抑止力の保有である。北朝鮮は過去数十年にわたって核保有を目指しており、朴吉淵国連大使は、その目的を米国に対する核抑止力の保持であると述べ、また最高人民会議の金永南常任委員長は、核実験の成功は米国の核戦争挑発と制裁圧力に対処する新たな措置であると強調した。イラクは核兵器を保有していなかったため米国に攻撃され崩壊したとの認識から、米国に対し北朝鮮を核保有国家であると認知させて攻撃を回避する、核抑止力の保有が主な狙いと考えられる。

2つ目の狙いは、体制の保証と米国との2国間交渉の実現である。北朝鮮は核兵器を持つことによって、金正日体制を維持でき、国家の威厳と主権、独立が護られると信じている。その上で、核兵器を米国との交渉の武器として、緊張を極限まで高めて米国を対話のテーブルに引きずり出そうとする瀬戸際戦術をとったと見られる。

(2) 今後の動向

中国外務省は31日、中国、米国、北朝鮮の6者会合首席代表による非公式協議が北京で開かれ、近く6者会合を再開することで合意したと発表した。北朝鮮外務省報道官は11月1日、「朝米が金融制裁の解除問題を解決するという前提の下、協議に臨むことにした」と表明。一方、ライス米国務長官は「協議の中心は非核化」と明言した。ライス米国務長官は1日付の米紙ニューヨーク・タイムズ（電子版）のインタビューで、北朝鮮を核保有国と見なさないと強調し、「協議の中心は非核化で、具体的な証拠がなければならぬ」（“the core of this is denuclearization, and we have to have concrete evidence.”）と述べた。北朝鮮は核実験を行ったことで、米国に核保有国として認知を求め

ると共に、米国との2国間交渉と金融制裁の解除に固執する姿勢を堅持していくと見られる。一方、米国は、具体的証拠を伴った核廃棄を前提としている。従って、6者会合が再開されても、早期の進展は望み難く、北朝鮮に核開発を放棄させるのは極めて困難であろう。北朝鮮は、経済制裁についても、インドやパキスタンの核実験以降の国際世論の動向から見て、2～3年も我慢すれば核保有国として認知され、制裁も解除されると考えている可能性がある。とすれば、時間の経過は北朝鮮の核開発に有利に働く。

金正日総書記が中国の唐家璇国務委員に、当面の再核実験の予定がないことを示唆しつつも、米国が圧力を強めれば物理的な対応措置を講じると述べたと報じられているように、北朝鮮は、米国の出方次第では再核実験に踏み切る姿勢を崩していない。核保有国として国際社会に認知させるためには、世界が成功と認める核実験が必要であり、再度核実験を行う可能性は否定できない。核実験を再度強行すれば、国連安保理では一段と強い制裁措置を求める声が高まるとしても、北朝鮮はその場合には、憲章第7章42条に基づく軍事制裁措置を含む制裁決議案に対しては、中国とロシアが拒否権を行使すると見込んでいるかもしれない。

2. 安保理制裁決議と日本の対応

(1) 安保理制裁決議の概要とその特徴

国連安保理理事会は14日、国連憲章第7章に基づいて行動し、第41条に基づいて非軍事的措置を取ることを明記した、安保理決議1718*を全会一致で採択した。北朝鮮の朴吉淵国連大使はこの決議の拒否を宣言した。

決議1718は全ての加盟国に対して、主として以下の措置を取ることを求めている。①自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わず、戦車・武装戦闘車両、火砲、戦闘機、攻撃用ヘリ、軍艦、ミサイル、WMD関連技術や資材など、さらに贅沢品を、北朝鮮に対して直接・間接に供給、販売、移転することを禁止。②北朝鮮はこれら規定対象となっている全品目の輸出を停止。他方、全ての加盟国は、北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わず、北朝鮮からのこれら品目の調達を禁止。

その上で決議1718は、全ての加盟国に対して、この規定の要求の遵守を確保し、これによって核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、「必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査を含む、協力行動をとることを要請」(all Member States are called upon to take, in accordance with their national authorities and legislation, and consistent with international law, cooperative action including through inspection of cargo to and from the DPRK, as necessary)している。そして全ての加盟国に対して、この決議の採択から30日以内に(11月14日までに)、各加盟国が実施した措置につき、安保理理事国で構成される制裁委員会に報告することを求めている。

さらに、決議1718は、①北朝鮮の行動を絶えず検討すること、②北朝鮮によるこの決議の規定の遵守の状況に鑑み、制裁措置の妥当性について、その時点における必要に応じ、これらの措置の強化、調整、停止又は解除について検討することを確認している。

決議1718は、41条に基づく措置が不十分な場合、国際の平和と安全の維持または回復するための42条の軍事的措置(加盟国の軍事力による示威、封鎖、その他の行動)には言及していない。今回の

* 安保理決議1718:

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N06/572/07/PDF/N0657207.pdf?OpenElement>

決議は、制裁措置の実行を担保するための船舶を対象とする「海上阻止行動」(Maritime Interception Operation) あるいは「禁輸執行活動」(Embargo Operation) ともいわれる活動に関しては、加盟国に対して、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、「貨物の検査」(inspection of cargo) などの協力行動を求める形をとっている。

海上阻止行動(あるいは禁輸執行活動)は、安保理制裁決議に基づく「禁輸執行」の手段として実施される船舶を対象とした海軍によって実施される活動であるが、41条に基づく経済制裁の履行を担保する措置であり、42条とは直接関係がなく、軍事的措置への移行を前提としたものでもない。これはまた、戦時国際法に基づく「海上封鎖」(Blockade) や「中立国商船の臨検・捜索 (Visit & Search)、拿捕 (Capture or Seize)」とは異なり、安保理決議に基づいて平時に実施される措置であり、攻撃行為などの武力の行使は想定していない。具体的には禁制品を運搬している疑いのある船舶を停船させ、検査し、禁制品があれば行き先を変更させる措置をとることをいう。

海上阻止行動は過去、南ローデシア(1966年～77年まで英国が実施)、イラク(1990年8月～91年2月まで19カ国による多国籍海軍部隊が実施)、旧ユーゴ(1992年11月～95年11月まで13カ国のNATOと西欧連合諸国海軍の合同任務部隊が実施)、ハイチ(1993年10月～94年10月まで6カ国の多国籍海軍部隊が実施)に対して、安保理制裁決議に基づく「禁輸執行」の手段として実施された。

では、今回の決議が加盟国に求める行動は、過去の海上阻止行動と同じような形で実施されるのか。過去の事例、例えば、湾岸戦争に至る時期のイラクに対する海上阻止行動の根拠決議(決議665、1990年8月25日)*は、クウェート政府に協力して当該地域に海軍力を展開している加盟国に対して、禁輸執行のために「安保理の授権の下、必要となるかもしれない特定の状況に見合った措置をとることを要請する」(calls upon those Member States to use such measures commensurate to the specific circumstances as may be necessary under the Security Council) ことを明文化している。これに比して、今回の決議1718は、「安保理の授権の下」ではなく、「必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査を含む、協力行動をとることを要請」するとしている。従って、決議1718の下では、上記事例の安保理の授権の下で行う海上阻止行動とは異なり、加盟国は、それぞれの国内法に基づいて、禁輸執行のための協力行動をとることになる。また、決議1718は、WMDとその関連資材を中心に北朝鮮に出入りする貨物を検査対象としている。とすれば、米国が「拡散に対する安全保障構想」(PSI)に基づいて行動するかどうか、そして各国がそれにどう協力するかが、大きな焦点となろう。中国は、公海上での船舶検査は実施しない方針を明らかにしている。

(2) 日本の対応

日本政府は11日、安保理決議に先立って、①全ての北朝鮮籍船の入港禁止、②北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止、③北朝鮮籍を有する者の入国を原則禁止等の措置を取った。こうした日本独自で可能な制裁措置とは別に、これからの最大の課題は、安保理制裁決議の実効性を担保するための活動、特に船舶を対象とした貨物検査を、どのような法的根拠で、どのようにして実施するかであろう。

大まかに言って、日本が行う貨物検査としては、①周辺事態の認定に基づく船舶検査法による船舶検査、②PSI参加国としての行動、③安保理決議に基づく海上阻止行動、④国連海洋法条約110条に規定される公海における臨検の権利(Right of Visit)の行使、の4ケースが考えられるが、③の場合

* 安保理決議665:

<http://daccessdds.un.org/doc/RESOLUTION/GEN/NR0/575/15/IMG/NR057515.pdf?OpenElement>

は、今回の決議では安保理による明確な授權がない。現状では、中国やロシアの対応から見て、前記の事例のように、追加の安保理決議によって加盟国に授權される海上阻止行動が実施される可能性はないと見られる。④の場合は、海賊・奴隷運搬・麻薬取引・無国籍不審船舶であれば、公海警察権の発動として臨検・拿捕が可能だが、海上自衛隊と海上保安庁にはそのような任務規定がなく、いわばグレーゾーンに属する行動である。従って、今回の決議では、①と②のいずれか、あるいはその組合せ、即ち船舶検査と PSI と組合せが最も蓋然性の高いケースと見られる。

①の場合、周辺事態の認定が前提となる。今回の事態は周辺事態の概念に関する政府統一見解第 6 類型*に近いが、日本政府は周辺事態の認定には慎重な態度を崩していない。船舶検査法が発動された場合には、船舶検査は、安保理決議または旗国の同意を得て、海上自衛隊が領海またはわが国周辺の公海において、当該船舶の照会→停船→船長の同意を得て乗船・検査（禁制品の確認）→行き先変更の要請等を行うが、警告射撃は実施しない。また周辺事態では、米軍に対する後方地域支援が可能である。

②の場合、PSI は WMD の拡散懸念国家・非国家主体（北朝鮮、イラン、スーダン、シリア、キューバなど）を対象として、PSI 阻止原則合意に基づいて、PSI 参加国は、国内法の権限内で国際法及び国際的枠組みの義務に合致して、WMD とその関連資材の移転阻止のために、主として以下のような行動をとる。例えば、自国船に疑いがある場合には、内水、領海及び他国の領海を越えた海域での乗船・立入検査を行い、関連貨物を押収する。また適切な状況下で他国による自国船への立入検査、関連貨物の押収に同意する。また他国船に疑いがある場合、内水、領海及び接続水域において停船、立入検査、関連貨物の押収を行う。PSI は WMD 拡散阻止のための国際的な協力活動であって、組織制度ではない。海上自衛隊はこれまで、PSI 阻止訓練にオブザーバーの派遣や艦艇・航空機の参加（2004 年 10 月の相模湾・横須賀、2005 年 8 月のシンガポール）等、積極的に参加してきている。防衛庁は、こうした活動を通じて、「例えば、PSI 阻止活動の際に、艦艇や航空機による警戒監視活動などの情報収集活動によって得た関連情報を関係機関や関係国へ提供し、さらに、海上阻止活動では、海上警備行動が発令された場合には、海上保安庁と連携の上、海自が容疑船に対して乗船・立入検査を行うといった役割を担うと考えている。」（平成 18 年度防衛白書、272 頁）。

PSI による阻止活動には、英国やオーストラリアが参加する意向を示しているが、その場合には、米国軍艦以外の他国軍艦への燃料補給等の支援、他国との情報交換、他国艦船の入港等に関する特別措置法が新たに必要となる。

3. 安保理制裁決議と韓国の対応—PSI か南北海運合意か—

韓国も共同提案国となった安保理決議 1718 の採択をうけて、韓国が拡散に対する安全保障構想 (PSI) にどのように対応するか注目が集まっている。北朝鮮の隣に位置する韓国の PSI 参加は、大量破壊兵器 (WMD) とその関連資材の拡散を防ぐ上で重要だからである。韓国内では、北朝鮮制裁決議に盛り込まれた海上での貨物検査に協力するため、PSI への参加を求める声が強まっている。一方、2005 年 8 月の南北海運合意には北朝鮮船舶への検査を可能にする条項が含まれていることから、この南北合意に基づく対応で十分とする声もある。以下では、これまでの韓国の PSI に対する取り組みと南北海運合意について概観した後、北朝鮮制裁決議に対する韓国の対応を分析する。

* 第 6 類型は、ある国の行動が安保理によって平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為と決定され、その国が安保理決議に基づく経済制裁の対象となるような場合であって、それが我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合、とされる。

(1) 韓国の PSI への取り組み

韓国の PSI への取り組みは、同盟国である米国と同胞である北朝鮮との間で揺れてきた。2003 年 5 月に米国主導で始まった PSI は北朝鮮をその主要な対象国としており、北朝鮮は PSI を自らに対する包囲網とみている。北朝鮮は韓国の PSI 参加に対して繰り返し警告を発してきたため、韓国はこれまで PSI への部分参加にとどまっている。2005 年末、韓国政府は米国の要請に応じて、米韓軍事演習時での WMD の拡散阻止訓練、域内・域外での拡散阻止訓練への参観、ブリーフィングでの PSI 参加を決定したが、北朝鮮への配慮から、モノとヒトを投入する PSI への本格的な参加は拒否してきた。それでも、北朝鮮はこれを「許されざる戦犯行為」とし、部分参加の撤回を求めてきた。

北朝鮮に関して米国が最も懸念しているのは WMD の拡散である。安保理決議 1718 は国連憲章第 7 章 41 条に基づいた経済制裁を可能とするものであり、参加は加盟国の任意とされているが、北朝鮮に出入りする貨物に対する海上検査を制裁内容に含んでいる。米国は、安保理決議 1718 を PSI を法的に裏付けるものと位置づけているといわれ、各国への PSI への参加の呼びかけを強めている。韓国に対しても、ライス国務長官やラムズフェルド国防長官をはじめとする米高官が、PSI への参加を強く求めている。

9 日の北朝鮮による核実験実施表明以後、韓国では PSI への参加をめぐる論争が続いている。与党ヨルリン・ウリ党は国連安保理の対北朝鮮制裁決議案を積極的に支持するとしながらも、南北関係悪化や軍事衝突への懸念から、制裁よりも武力行使を排除することに重点を置いている。一方、野党ハンナラ党は、PSI の全面参加や対北経済協力の中止を要求している。米国は、PSI は 1962 年のキューバ危機の時のような海上隔離行動 (quarantine) ではないとして参加を促しているが、北朝鮮は韓国が PSI に参加すれば「高い代償」を払うことになるかと警告している。20 日付中央日報は約 6 割の韓国人が PSI への全面参加を支持しているとの調査を伝えているが、盧武鉉大統領は PSI に関しての言及を避けている。

(2) 南北海運合意の概要

北朝鮮制裁決議をうけて、PSI とならんで争点となっているのは、2005 年 8 月の南北海運合意である。南北両政府は、2001 年 6 月に北朝鮮籍の商船が済州海峡を無断通過したことをきっかけに海運協力についての協議を始め、2004 年 6 月にこの合意書に調印した。その後、それぞれの国内手続きを経て、2005 年 8 月に一部修正を加えて正式に合意したものである。合意書*の中身は、新たな航路開設や船舶の待遇、海洋事故時の相互協力、情報・技術交流などが盛り込まれた包括的なものとなっている。従来、南北間の海上輸送は、米や肥料等の輸送を除いて第三国籍船を利用してきたが、この南北合意によってより安定的かつ効率的輸送が実現し、南北統一の基盤形成にも寄与するとしている。

この合意書が北朝鮮経済制裁と関連づけられるのは、貨物検査についての取り決めが含まれているからである。合意書では、南北間 (直接及び間接) 航行だけでなく、相手の海域を通過して自国の港の間を航行する際 (例えば、北朝鮮の西部港湾から東部港湾へ) にも事前に相手政府に知らせることになっている。さらに、この合意書の付属文書によれば、事前通報に基づいて平和や秩序を乱すおそれがあると判断された船舶の航行を制限することが可能で、さらには、先方海域での軍事活動、潜行航行、武器及び部品の輸送など、安全を脅かす行為を禁止し、それらの疑いのある船舶を停止させ、違反の有無を確認できることになっている。

韓国では、この合意を利用して、北朝鮮が核実験の資材や設備等を西部から東部へ済州海峡経由で

* 韓国統一部 HP (www.unikorea.go.kr/) > 정책자료 (政策資料) > 남북합의자료 (南北合意資料) > No. 112 (南北海運合意 2005 年 8 月) No. 94 (付属文書)

輸送した可能性も指摘されている。北朝鮮の核・ミサイル開発に必要な設備は、陸路より安全な海路で運搬されている可能性が高い。ハンナラ党の宋永仙議員の調査では、2005年8月の南北合意後の1年間で済州海峡を通過した北朝鮮船舶は114隻あり、そのうち11隻が北朝鮮西部の港から核実験実施場所と推定される東部の咸北金策市上平里近隣の金策港を往復している。また、114隻のうち28隻が貨物なしと申告し、また2001年に済州海峡を無断通過した船舶も同海峡を通過している。しかし、韓国当局は一度も北朝鮮船舶の航行に制限を課していない。

この済州海峡通過は、2004年の時点では合意案に含まれておらず、2005年の正式合意の際に追加されたものである。これにより、北朝鮮船舶は距離では50海里、航海時間では4時間半短縮することができるとされる。南北合意以降、延べ140隻以上の北朝鮮船舶が済州海峡を通過している。9日の北朝鮮による核実験実施表明後も4隻(3隻は積み荷なし、1隻は重油を運搬と申告)通過しているが、韓国政府はこれらを検査していない。宋議員は、北朝鮮が済州海峡を通じて核実験関連設備・資材を運搬している可能性がある以上、北朝鮮商船の同海峡通過を即座に禁止しなければならないと主張している。(南北海運データ資料については、文末の添付資料参照)

(3) PSIか南北合意か

国連加盟国は、11月14日までに国連安保理の制裁委員会に、北朝鮮に対する制裁の履行計画を報告しなければならない。韓国政府は、北朝鮮を除くテロ支援国家やアルカイダなどのテロ組織に関係する外国籍船舶が韓国の領海を通過する時は積極的にPSIに参加するが、北朝鮮の船舶はPSIではなく南北海運合意書により検問・検査する方向で議論を進めているといわれる。

これは、PSIをめぐる韓国内の意見の折衷案である。ウリ党は、PSIへの全面参加には反対という姿勢を崩していない。統一部も、北朝鮮宥和政策を主導してきた李鍾奭統一相の辞任表明にもかかわらず、PSIに消極的である。PSI参加に反対する論拠は2つで、1つは北朝鮮との衝突の可能性がもっと高くなるというもの。もう1つは南北海運合意書でPSIの効果を得ることができるというものである。一方、ハンナラ党はPSI参加を求めており、青瓦台と外交安保担当者の中にも参加は避けられないとの認識が広がっている。参加を求める論拠は、PSI参加を拒否すれば米韓同盟の亀裂と国際社会での孤立を招くというものである。PSIに参加しなければ米国衛星からの不審船情報を得られないという意見や、潘基文外交通商部長官の国連事務総長就任が予定される中、安保理決議に基づく制裁に韓国が参加しないわけにはいかないという意見もある。

PSIと南北合意のどちらが効果的なのだろうか。PSIは公海上の船舶に対する臨検を無制限に可能とするものではない。PSI阻止原則合意も、内水・領海・接続水域をその対象にすると規定している。公海上では、原則として各国が自国の旗を掲げている船舶に対してのみ検問・検査できる。北朝鮮船舶の検査については、むしろ南北海運合意の方が詳細に規定している。ただし、南北合意は第三国と北朝鮮を行き来する船舶を対象とせず、不拡散の観点からみれば大きな欠陥がある。また、韓国当局が一度も領海内の北朝鮮船舶を検査していないことも問題である。韓国がPSIに北朝鮮船舶を対象から除外するという条件でPSIに正式参加し、北朝鮮船舶に対しては南北合意で対応するという方針では効果は期待できず、米国や国際社会の期待に応えることにもならないであろう。

韓国が北朝鮮制裁にどのように対応するかは未だ定かでないが、31日に北朝鮮が六者会合に復帰することを表明したことをうけて、PSI反対論が盛り返す可能性もある。しかし、六者会合の再開は国連制裁の解除に直結するものではないため、韓国政府は難しい決断を迫られることになる。

(注：韓国政府は11月13日、PSIに全面参加しないことを決定した。政府当局は、PSIの原則には同意するが、朝鮮半島の特殊な状況に鑑み、こうした決定に至った、と述べている。)

【年度別南北韓国間船舶運航回数】

(単位: 回)

	1994 7-12	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合 計
韓国-北朝鮮	27	99	101	113	260	731	916	766	798	877	4,688
北朝鮮-韓国	70	208	221	244	342	983	1,157	920	1,029	1,145	6,319
合 計	97	307	322	357	602	1,714	2,073	1,686	1,827	2,022	11,007

(韓国統一部 HP http://dialogue.unikorea.go.kr/agree/agree_comment_view.asp?rela_com_serno=56&gotopage=2&search=1&searchstring=)

【年度別南北韓国間船舶物流量現況】

(単位: トン)

	1994 7-12	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合 計
韓国-北朝鮮	6,758	281,220	147,888	361,282	396,111	780,593	547,262	402,271	899,219	841,215	4,663,819
北朝鮮-韓国	131,136	345,778	187,610	249,759	162,220	203,019	155,883	239,332	156,623	207,168	2,038,528
合 計	137,894	626,998	335,498	611,041	558,331	983,612	703,145	641,503	1,055,842	1,048,383	6,702,247

(韓国統一部 HP http://dialogue.unikorea.go.kr/agree/agree_comment_view.asp?rela_com_serno=56&gotopage=2&search=1&searchstring=)

リンク先

Antara News	http://www.antara.co.id/en/
Asia Times Online	http://www.atimes.com/
Daily Times	http://www.dailytimes.com.pk/default.asp?date=9/12/2005
ICC International Maritime Bureau	http://www.iccwbo.org/
Israel Ministry of Foreign Affairs	http://www.mfa.gov.il/MFA
Korean Central News Agency	http://www.kcna.co.jp/index-e.htm
Lloyd's List	http://www.lloydslist.com/
Ministry of External Affairs of India	http://meaindia.nic.in/pbhome.htm
Ministry of Foreign Affairs and Trade of Republic of Korea	http://www.mofat.go.kr/me/index.jsp
Ministry of Foreign Affairs of Pakistan	http://www.mofa.gov.pk/
Ministry of Foreign Affairs of Russia	http://www.mid.ru/bul_ns_en.nsf/kartaflat/en01
Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China	http://www.fmprc.gov.cn/eng/
Monsters and Critics	http://news.monstersandcritics.com/
Navy NewsStand	http://www.news.navy.mil/index.asp
New Kerala.com	http://www.newkerala.com/
NY Times	http://www.nytimes.com/
People's Daily Online	http://english.peopledaily.com.cn/
Reuters	http://today.reuters.com/news/default.aspx
RIA Novosti	http://en.rian.ru/
The Associated Press	http://www.ap.org/
The Business Times	http://business-times.asiaone.com/
The Guardian	http://www.ngrguardiannews.com/
The Korea Herald	http://www.koreaherald.co.kr/index.asp
The News International	http://www.jang.com.pk/thenews/index.html
The Philippine Star	http://www.philstar.com/philstar/index20061120.htm
The Star Online	http://thestar.com.my/
The United Nations	http://www.un.org/english/
The White House	http://www.whitehouse.gov/
Times of India	http://timesofindia.indiatimes.com/
TMC net	http://www.tmcnet.com/
Web India 123	http://www.webindia123.com/
海上保安庁	http://www.kaiho.mlit.go.jp/
外務省	http://www.mofa.go.jp/index.html
首相官邸	http://www.kantei.go.jp/

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号 海洋船舶ビル3F
TEL.03-3502-1828 FAX.03-3502-2033

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)